

裁 決 書



審査請求人 ●●●●●●●●●●

代理人 ●●●●●●●●●●

処 分 庁 墨 田 区 長

審査請求人が平成31年3月5日付けで提起した、処分庁が平成30年12月7日付けで行った特別区民税税額変更処分（平成30年度特別区民税・都民税税額変更通知書によるもの。以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、墨田区行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を得て、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

1 審査会における調査によると、本件処分に至る経緯は、次のとおりと認められる。

- (1) 平成27年5月15日：平成27年度当初賦課決定

処分庁は、審査請求人の勤務先から提出された平成26年分給与支払報告書に基づき賦課決定した平成27年度税額決定通知書を、審査請求人の勤務先へ送付した。

(2) 平成28年3月18日：平成26年分、平成27年分確定申告書の提出

審査請求人は、以下の2年分の確定申告書を本所税務署へ提出した。

ア 平成26年分確定申告書：上場株式の配当所得（総合課税）と上場株式の譲渡損失（分離課税）の記載のあるもの（上記(1)の平成27年度税額決定通知書送達後の申告）

イ 平成27年分確定申告書：上場株式の配当所得（総合課税）と上場株式の譲渡損失（分離課税）の記載のあるもの（下記(3)の平成28年度税額決定通知書送達前の申告）

(3) 平成28年5月13日：平成28年度当初賦課決定

処分庁は、審査請求人の勤務先から提出された平成27年分給与支払報告書に基づき賦課決定した平成28年度税額決定通知書を、審査請求人の勤務先へ送付した。

(4) 平成28年6月10日：平成28年度税額変更決定

処分庁は、上記(2)イの平成27年分確定申告書に基づき、平成28年度の税額変更をし、審査請求人へ税額変更に係る納税通知書を送付した。

(5) 平成28年6月30日：平成27年度税額変更決定

処分庁は、上記(2)アの平成26年分確定申告書に基づき、平成27年度の税額変更をし、審査請求人の勤務先へ税額変更通知書を送付した。

なお、この税額変更決定は、後に誤りと判明して、下記(1)のとおり是正された。

(6) 平成29年5月16日：平成29年度当初賦課決定

処分庁は、審査請求人の勤務先から提出された平成28年分給与支払報告書に基づき賦課決定した平成29年度税額決定通知書を、審査請求人の勤務先へ

送付した。

- (7) 平成30年2月26日：平成28年分、平成29年分確定申告書の提出

審査請求人は、以下の2年分の確定申告書を本所税務署へ提出した。

ア 平成28年分確定申告書：上場株式の配当所得（総合課税）と上場株式の譲渡損失（分離課税）の記載のあるもの（上記(6)の平成29年度税額決定通知書送達後の申告）

イ 平成29年分確定申告書：上場株式の配当所得（分離課税）、上場株式の譲渡所得（分離課税）及び平成26年分の上場株式の繰越損失（上記(2)アで確定申告されたもの）を上記配当所得と譲渡所得へ繰越控除する記載のあるもの（下記(8)の平成30年度税額決定通知書送達前の申告）

- (8) 平成30年5月14日：平成30年度当初賦課決定

処分庁は、上記(7)イの平成29年分確定申告書の内容に基づき、賦課決定した平成30年度税額決定通知書を、審査請求人の勤務先へ送付した。

なお、この賦課決定は、後に誤りと判明して、下記(12)のとおり本件処分により是正された。

- (9) 平成30年7月9日：平成29年度税額変更決定

処分庁は、上記(7)アの平成28年分確定申告書の内容に基づき、平成29年度の税額変更をし、追加徴収する税額変更に係る納税通知書を審査請求人へ送付した。

なお、この税額変更決定は、審査請求人の指摘などにより誤りと判明して、下記(10)のとおり是正された。

- (10) 平成30年7月30日：平成29年度税額是正処分

審査請求人からの指摘及び東京都への照会により、納税通知書（税額決定通知書）送達後に確定申告された上場株式の配当所得は、所得金額から除外して計算する必要があり、上記(9)の平成29年度税額変更決定が誤りであることが判明した。そのため処分庁は、平成29年度の上場株式の配当所得を除外して

税額是正処分を行い、税額変更通知書を審査請求人に送付した。

(11) 平成30年12月7日：平成27年度税額是正処分

上記(10)で判明した上場株式の配当所得だけでなく、上場株式の譲渡損失の損益通算及び繰越控除についても、納税通知書（税額決定通知書）送達後の確定申告については、税額計算から除外しなければならないことが判明した。そのため処分庁は、税額決定通知書送達後に申告された平成26年分確定申告書（上記(2)ア）に基づいて決定した上記(5)の平成27年度税額変更決定について、上場株式の配当所得と上場株式の譲渡損失を除外する内容の税額是正処分を行い、税額変更通知書を審査請求人に送付した。

(12) 平成30年12月7日：本件処分

平成26年分確定申告書（上記(2)ア）に記載された譲渡損失を、平成30年度の上場株式の配当所得及び譲渡所得へ繰越控除する内容の上記(8)の平成30年度当初賦課決定について、繰越控除に関する内容を除外した本件処分を行い、税額変更に係る納税通知書を審査請求人に送付した。

なお、平成29年分の確定申告書は、平成30年度税額決定通知書送達前に提出されているので、平成29年分の上場株式の配当所得と譲渡所得は税額計算から除外されず、繰越控除に関する内容だけが除外された。この結果、本件処分により平成30年度の審査請求人の税額が増加し、追加徴収となった。

- 2 審査請求人は、本件処分を不服とし、本件処分を取り消すことを求める審査請求書を平成31年3月5日付けで郵送し、同月6日に当庁に到達した。
- 3 当庁は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項及び第2項の規定に基づき、令和2年2月13日付けで審理員意見書及び事件記録の写しを添えて審査会に諮問した。

審理関係人の主張の要旨

## 1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書（平成31年3月5日付け）、反論書（令和元年6月27日付け）及び再反論書（同年10月8日付け）において以下のとおり主張し、本件処分を取り消すよう求めている。

### (1) 審査請求書における主張

ア 平成29年分の株式等に係る譲渡所得等の金額から、平成26年分～平成28年分の繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額が控除されていないため、過剰課税となってしまう。これは、平成29年度分の確定申告を平成29年ではなく、平成30年2月26日に本所税務署に提出したことが遠因だと考える。

イ 所得税及び復興特別所得税においては、株式等に係る項目についても翌年の申請・変更が認められており、税額計算が正しく行われている。特別区民税・都民税においても同様に翌年の申請・変更が認められるべきであり、逆に認められない合理的な理由が全く見当たらない。

ウ 本件に関連して、平成30年7月30日にも特別区民税・都民税の賦課額決定・変更通知書を受領しており、税金のスペシャリストであるはずの墨田区民部税務課の職員でさえ、税額計算を再三間違え、訂正をしている。税金のスペシャリストには訂正を許容しているにもかかわらず、一般の納税者には申請・変更を認めないのは極めて不適切であり、社会通念上許されない。

### (2) 反論書における主張（処分庁の弁明書に対する反論）

ア そもそも上場株式等に係る譲渡損失の繰越しの導入は、特定口座の導入、損益通算の導入、現在は終了してしまったが軽減税率の導入等とともに、国を挙げて貯蓄から投資へ転換させる一大政策である。これは、投資を優遇することにより転換させることに尽きるものであり、上場株式等に係る譲渡損失の繰越しについて、所得税及び復興特別所得税と異なり、特別区民税・都民税では申告期限内でしか認めないのは、その立法趣旨に鑑みれば全く誤っ

た法律解釈であることが自明である。

イ 医療費控除等その他全ての控除は、申告期限を過ぎても反映されることを考えた場合、わざわざ両者に異なる基準を設けるのは全く意味がなく、納税者にとっても公務員にとっても複雑となり、何らメリットが見受けられない。平成30年7月に、一度は上場株式等に係る譲渡損失の繰越しを認めた賦課決定をしているため、システム上及び実務上可能であることは明白である。

ウ 弁明書では、3年又は5年賦課決定を遡れるとしているが、もしそうであれば、納税者も3年又は5年申告を遡れるべきであるし、納税者のみ遡れないなら、公務員の間違いを含む訂正の機会のみ著しく優遇されており、公益に反する。

(3) 再反論書における主張（処分庁の再弁明書に対する反論）

ア 同じ立法趣旨で導入された上場株式等に係る譲渡損失の繰越しが、所得税及び復興特別所得税と特別区民税・都民税で同じ取扱いとなるように法解釈するのは極めて自然で妥当であり、あえて異なる取扱いをする理由が見当たらない。

イ 処分庁が3年又は5年賦課決定を遡れるのであれば、納税者も3年又は5年申告を遡れてこそ、正当な徴税及び納税に資する。なぜ納税者のみ遡ることができないのか、あえて異なる取扱いをする理由が見当たらない。

ウ 上場株式等に係る譲渡損失の繰越しとその他医療費控除等の違いも、あえて異なる取扱いをする理由が見当たらない。国を挙げて貯蓄から投資へ転換させる一大政策であるのであれば、むしろその他医療費控除等以上に優遇されるべきである。

2 処分庁の主張

処分庁は、弁明書（令和元年5月24日付け）及び再弁明書（同年9月10日付け）において以下のとおり主張し、本件処分に違法又は不当な点はないため、本件審査請求は棄却されるべきであるとする。

(1) 弁明書における主張

ア 審査請求人の主張(1)アに対する反論

この点については、審査請求人が平成29年度分（正確には平成29年分）確定申告書を平成30年2月26日に提出したことに起因しているものではない。

審査請求人の平成29年分確定申告書は、税額決定通知書送達前に申告されており、上場株式の配当所得等についても平成30年度特別区民税・都民税の計算に算入される。

しかし、上場株式の配当所得等と併せて申告している上場株式等の譲渡損失の繰越控除（平成27年度分）については、特別区民税・都民税の計算に算入することができない。

なぜなら、審査請求人は、平成26年分確定申告書を平成28年3月18日に申告しており、これは平成27年度特別区民税・都民税税額通知書の送達後になるため、上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除については、平成26年分所得税の計算には算入できるが、平成27年度分住民税には算入することができないものである。

よって、平成30年度特別区民税・都民税の計算から上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除額（平成27年度分）については除外し、税額変更をした本件処分は、地方税法（昭和25年法律第226号）にのっとり適切な処理である。

イ 審査請求人の主張(1)イに対する反論

この点については、そもそも所得税と特別区民税・都民税の賦課徴収に係る根拠法令が異なることから、それぞれの処理内容が異なることは当然である。

また、行政の立場では、所得税法（昭和40年法律第33号）と地方税法の立法趣旨の違いや合理性までは論じることができない。

本件処分は、地方税法にのっとり適切な処理である。

ウ 審査請求人の主張(1)ウに対する反論

この点について、地方税法第17条の5第3項及び第4項は、特別区民税・都民税の賦課決定は法定納期限の翌日から起算して3年、課税標準又は税額を減少させる賦課決定は法定納期限の翌日から起算して5年遡ることができる旨を規定している。本件処分においても、これらの規定に基づき、是正を行ったものである。

また、税額通知書の送達後の申告内容の変更を認めないことは、同法附則第35条の2の6第11項及び第15項にのっとり適切な処理である。

(2) 再弁明書における主張（審査請求人の反論書に対する反論）

ア 審査請求人の主張(2)アに対する反論

審査請求人の主張(2)アにおいて、前段（「そもそも・・・一大政策である。」）で主張する点については正しい。

しかし、後段（「これは、・・・自明である。」）については、申告期限内でしか認めないことが立法趣旨に反する法解釈であるとする主張は、論拠のないものである。

イ 審査請求人の主張(2)イに対する反論

この点については、地方税法上の立法趣旨の違いやその合理性を行政の立場で論じることはできない。

ウ 審査請求人の主張(2)ウに対する反論

本件処分は、処分庁が上場株式等の取扱いに係る法解釈を誤ったことが原因であるものの、処分庁としては、誤った法解釈によって行われた処分は、正しい法解釈にのっとり処分には是正しなければならない。

そして、本件処分は、地方税法第17条の5第3項及び第4項に規定される賦課決定できる期間を限度に行ったものであることから、同法にのっとり適切な処理であることは弁明書で述べたとおりである。

また、納税者においても、同法及び関係法令の範囲内で訂正の機会が与えられている。法令の範囲内で正しく行われた是正処分について、納税者よりも優遇されているとする主張は失当である。

## エ その他

反論書に記載された審査請求人の所感の一部については、正当な主張であり、本件処分がそもそも処分庁の法解釈の誤りが発端であり、納税者に多大な負担を生じさせたものであると認識している。今後このような誤りを起こさないよう、処分庁の職責の重さを十分に理解し、適切な課税処理をしなければならないと考える。

## 理 由

### 1 本件の争点

本件の争点はおおむね次の4点である。

- (1) 本件処分で上場株式等に係る譲渡損失が繰越控除されなかったのは、平成29年分確定申告書の提出が遅れたことが遠因かどうか。
- (2) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除について、特別区民税・都民税では税額決定通知書送達前に申告されたものしか認めないのは、その立法趣旨に鑑みれば誤った法律解釈かどうか。
- (3) 処分庁が賦課決定を法定納期限から3年又は5年遡れるのであれば、納税者の申告についても同様に遡れるべきかどうか。
- (4) 医療費控除等その他全ての控除と同様に、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算や繰越控除についても、税額決定通知書送達後の申告を認めるべきかどうか。

そこで、上記の争点について順次検討する。

### 2 争点に対する判断

(1) 本件の争点1(1)について

審査請求人は、本件処分により、上場株式の譲渡損失の繰越控除がされないため過剰課税になっており、このことは、平成29年分の確定申告を平成29年ではなく、平成30年2月26日に提出したことが遠因であると主張する。

しかし、審査請求人が平成29年分確定申告に記載した平成26年分の譲渡損失の繰越控除がされなかったのは、平成26年分の確定申告書を地方税法附則第35条の2の6第15項の期限までに提出しなかったからである。

すなわち、同項は、過去3年間に発生した上場株式等の譲渡損失の繰越控除の要件について定めているところ、その要旨としては、

ア 譲渡損失が発生した年分の確定申告書を、遅くとも翌年度の住民税の納税通知書が送達される時まで提出し、

かつ、

イ その後の年分の確定申告書を連続して、同じく納税通知書の送達前に提出している

ときに限り、上場株式の配当所得や譲渡所得の金額の計算上控除する旨を定めている。

そして、審査請求人が繰越控除を求めた平成26年に生じた譲渡損失の確定申告書は、平成27年度の住民税の納税通知書（税額決定通知書）の送達後に提出されており（事案の概要1(2)ア）、地方税法附則第35条の2の6第15項に規定する要件アを充足しないために同項の適用を受けることができなかったのである。

すなわち、審査請求人が遠因と主張する平成29年分の確定申告書を平成30年2月26日に提出したことは無関係である。

このように、本件処分は、本来適用することができない繰越控除の規定を適用した平成30年度当初賦課決定について、これを適法な賦課決定とすべく、繰越控除に関する内容を除外し税額を再計算して行われた税額是正処分であり、

その適法性を疑う余地はない。これを過剰課税とする審査請求人の主張には理由がない。

なお、審査請求人は、平成27年分及び平成28年分の譲渡損失が繰越控除されないことも問題としているので、この点についても付言する。

確かに、審査請求人は、平成27年分及び平成28年分の確定申告書において、いずれも上場株式の譲渡損失について記載している。

そして、平成27年分の確定申告書は、翌年度の住民税の納税通知書（税額決定通知書）送達前に提出されており（事案の概要1(2)イ）、同年分の譲渡損失については、地方税法附則第35条の2の6第15項の繰越控除が適用される余地があった。

しかし、平成28年分の確定申告書は、翌年度の住民税の納税通知書（税額決定通知書）の送達後に提出されているため（事案の概要1(7)ア）、地方税法附則第35条の2の6第15項に規定する要件アを充足せず、これを繰越控除の対象とすることはできない。

そして、平成28年分の確定申告が地方税法附則第35条の2の6第15項の要件を欠くことにより、平成27年分の譲渡損失については、同項に規定する要件イの、その後「連続して」期限内に申告書が提出されることという要件を欠くこととなり、平成27年分の譲渡損失についても繰越控除の対象とすることはできないことになる。

このように、平成26年分から平成28年分までの譲渡損失については、全て繰越控除の対象とされる余地はない。

## (2) 本件の争点1(2)について

審査請求人は、所得税及び復興特別所得税においては、譲渡損失の繰越控除について申告期限の定めがないのに、特別区民税・都民税では申告期限内でしか認めないのは、その立法趣旨に鑑みれば誤った法律解釈である旨主張する。

審査請求人の当該主張については、本件処分の取消しを求める本件審査請求

において、どのような意味を持つのか、その趣旨は必ずしも明確でない。

所得税及び復興特別所得税における課税の規律は、所得税及び租税特別措置法等で定められ、一方、特別区民税・都民税の賦課に関する規律は、地方税法、墨田区特別区税条例等によって定められており、申告期限が異なることは、異なる根拠法令に異なる定めがあるという点に尽きるのである。

これを同一にするべきとの審査請求人の主張は、立法論を述べるものであり、当庁が判断するところではない。

また、審査請求人は、本件処分は誤った「法律解釈」であると述べるが、本件処分は、地方税法附則第35条の2の6第15項が明確に定める確定申告書の提出期限の要件に従って行われたものであり、一義的に明確な期限について、異なる「法律解釈」が成立する余地はない。

なお、審査請求人が指摘するとおり、上場株式等の譲渡損失の繰越控除に係る申告期限について、所得税及び復興特別所得税ではその定めがないのに、特別区民税・都民税では期限が定められているが、これは、特別区民税・都民税の税額が各種行政サービスの基礎となる情報として、早期に課税関係を安定させる必要があるためと理解される。

以上のことから、審査請求人の主張は理由がない。

### (3) 上記本件の争点1(3)について

審査請求人は、処分庁が賦課決定を法定納期限から3年又は5年遡れるのであれば、納税者も3年又は5年申告を遡れるべきであると主張する。

審査請求人の当該主張についても、本件処分の取消しを求める本件審査請求においてどのような意味を持つのか、その趣旨は必ずしも明確でない。

不適法な賦課決定を適法なものに是正するために、処分庁が賦課決定を3年又は5年遡ることと、審査請求人が既に提出した確定申告書を任意に訂正し、又は変更することとは、全く趣旨が異なる別の事柄である。

また、本件処分は、平成29年分の確定申告において、繰越控除の対象とし

て申告された平成26年分の譲渡損失の申告が、地方税法附則第35条の2の6第15項の申告期限後になされたため、その要件を充足しないという理由で行われた是正処分である。

すなわち、本件処分の理由は、過去に提出された確定申告書が提出期限を徒過していたという点であり、審査請求人が既に提出した確定申告書を事後的に訂正し、又は変更することでは税額を是正することができない。

したがって、審査請求人の主張は失当である。

#### (4) 本件の争点1(4)について

審査請求人は、医療費控除等その他全ての控除は、申告期限を過ぎても反映されるのに、上場株式等に係る譲渡損失の繰越しについて、あえてこれと異なる取扱いをする理由が見当たらないと主張する。

しかし、総合課税における医療費控除等の総所得金額の計算の問題と、分離課税における上場株式等の配当所得及び譲渡所得と上場株式等の譲渡損失の繰越控除の計算の問題は、異なる課税関係の異なる制度の問題であり、これを同一の次元で論じることはできない。

また、一般論として、制度論ないし立法論を述べても、本件処分の適法性の判断に影響を及ぼすものではなく、本件審査請求において、行政庁である当庁が判断するところではない。

したがって、審査請求人の主張は失当である。

### 3 その他

本件処分について、審査請求人が主張するような違法又は不当な点がないことは、以上のとおりである。

しかし、審査請求人が本件審査請求を提起するに至った背景には、処分庁が審査請求人に対して行った不適法な賦課決定等により、審査請求人が処分庁に対して抱いた不信感等の事情が窺われる。

すなわち、事案の概要1によれば、審査請求人は、自ら処分庁の誤りを指摘し

てその是正を図ったにもかかわらず、そのことをきっかけとして、新たな是正処分を生み、かえって税額が増加する不利益を受ける結果となったのであるから、審査請求人が処分庁に対する不信感を募らせ、本件審査請求に至ったものと考えられる。

しかし、そのことをもって、適法に是正された本件処分を取り消すことはできない点については他言を要しないというべきである。

#### 4 結論

以上のとおり、審査請求人の主張にはいずれも理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年12月15日

審査庁 墨田区長 山 本 亨

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

本書は、裁決書の謄本である。

令和2年12月15日

墨田区長 山 本 亨